

20 確実にご理解いただくための工夫

国民健康保険の「限度額適用認定証」は、高額な医療費がかかる場合に、自己負担を限度額の範囲内に抑える制度です。自己負担の限度額は、月ごとの支払額の上限であるため、入院期間が月をまたぐ場合等は、それぞれの月の限度額の範囲内で自己負担が発生します。このことを確実にご理解いただけるように図解を用いてご説明するように案内方法を改めました。

きっかけ・動機

月をまたいで入院された方から、制度が理解しにくいとご意見をいただきましたので、ご案内方法を見直しました。

担当

区民部 国保年金課

月をまたぐ場合の自己負担を図を用いてご説明しています

